## 盛岡広域振興局長告示第21号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年3月5日

盛岡広域振興局長 菊 池 正 佳

## 1(1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 紫波インター線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字守屋8番10地先から8番1地先	新	m	m
まで		62. 1~20. 9	8. 0
	IΒ	18.7~17.5	8.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
  - (2) 路線名 不動盛岡線
  - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
盛岡市永井20地割72番1地先から17地割21番1地先ま	新	m		m
で		29.0~12.9		154.0
	旧	19.0~12.0		154. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで